

# 激甚法、阪神・淡路財特法と現行による措置と「東日本大震災財特法」

平成 23 年 7 月 29 日

## 1. 公共インフラ施設

激甚法対象（プール方式）	現行の原則	激甚災害
道路、漁港、港湾、下水道、公園 <sup>注1</sup> 等 公立学校	7 / 10 程度 (公立学校は 2 / 3)	8 / 10 ~ 9 / 10 程度
公営住宅	1 / 2	2 / 3 程度
入所福祉施設等 <sup>注2</sup>	1 / 2	2 / 3 程度

注 1 公園については、平成 10 年に災害負担法に追加された。

注 2 保護施設、児童福祉施設、老人ホーム（社会福祉法人等が設置したものを含む）、公立の身体障害者社会参加支援施設、公立の障害者支援施設、婦人保護施設(都道府県立)等。

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
街路等	1 / 2	8 / 10 ~ 9 / 10 (プール方式)	8 / 10
改良住宅	1 / 2		
上水道	1 / 2		
工業用水道	45 / 100		
一般廃棄物の処理施設 <sup>注3</sup>	1 / 2		
交通安全施設等 <sup>注4</sup>	1 / 2		
集落排水施設 <sup>注5</sup>	1 / 2		
仙台空港 <sup>注6</sup>	8 / 10	8.5 / 10	

注 3 浄化槽を含む。

注 4 特定交通安全施設は 1 / 2 補助、特定交通安全施設以外の交通安全施設は補助なし。

注 5 農村の集落排水施設については平成 2 年、漁村の集落排水施設については平成 4 年、山村の集落排水施設については平成 9 年から 1 / 2 予算補助。激甚災害による被害を受けた農村の集落排水施設については、当該災害復旧事業費が標準税収入の 10% 以上の場合、8 / 10 予算補助。

注 6 滑走路等に対する国の負担

## 2. 社会福祉施設等

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
社会福祉施設等 <sup>注7</sup>	1 / 2	2 / 3	2 / 3
介護老人保健施設	1 / 3	1 / 2	

注 7 公立又は民立の、小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、老人介護支援センター、地域包括支援センター、障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、短期入所等）の事業の用に供する施設及び障害者支援施設 等。

阪神・淡路財特法施行後、施設類型の名称変更や新設等がなされており、阪神・淡路財特法による措置の欄については、身体障害者更生援護施設（社福法人）、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、社会事業授産施設 等の補助率を記載。

### 3. 公共施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館等）	—	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
警察施設 <sup>注8</sup>	1 / 2	2 / 3	2 / 3
消防施設 <sup>注9</sup>	1 / 3又は1 / 2	2 / 3	
公的医療機関 <sup>注10</sup>	1 / 2	2 / 3	
公立火葬場・と畜場	1 / 2	2 / 3	
中央卸売市場	4 / 10	2 / 3	
保健所	1 / 2	2 / 3	(2 / 3 <sup>注11</sup> )
被災市町村の臨時庁舎	—	2 / 3	

- 注8 現行の原則においては、県警本部、警察署等の警察施設は1 / 2補助、交番、運転免許試験場等の地方単独の警察施設は補助なし。  
 注9 貯水槽は1 / 2予算補助、備蓄倉庫、広域訓練拠点整備事業、救急安心センター等整備事業等は1 / 3予算補助。緊急消防援助隊関連設備のうち消防ポンプ自動車等は1 / 2法律補助（補助率は政令）。  
 注10 公立病院・診療所及び日本赤十字社、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合、社団法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社団法人北海道社会事業協会の設置する病院・診療所。なお、阪神・淡路財特法の対象は、公立病院に限定。  
 注11 保健所は、阪神淡路大震災の際は嵩上げしていないが、平成19年度能登半島地震等の際は予算で2 / 3に嵩上げ。

### 4. 農林水産施設

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
農地 <sup>注12</sup> 、農業用施設、林業用施設、共同利用施設 <sup>注13</sup> 、養殖施設 <sup>注14</sup> 、土地改良区等の湛水排除事業等	8 / 10程度	9 / 10程度
森林組合等の堆積土砂事業	—	2 / 3
共同利用小型漁船建造費	—	1 / 3

- 注12 農地には、農地のガレキ処理を含む。  
 注13 現行の原則においては、補助率2 / 10。  
 注14 現行は補助制度なし。

### 5. 民間施設等

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
事業協同組合等	—	1 / 2
私立学校	—	1 / 2

財特法対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
民間医療機関（救急医療等、精神科病院） <sup>注15</sup>	1 / 2	1 / 2	1 / 2

- 注15 財特法により、1 / 2予算補助を1 / 2法律補助。なお、阪神・淡路財特法の対象は、救急医療を担う病院、精神科指定病院に限定。

## 6. その他の補助率引上げ措置

激甚法対象	現行の原則	激甚災害
罹災者公営住宅建設事業	2 / 3 →	3 / 4
市町村の感染症予防事業	1 / 2	2 / 3

財特法の対象	現行の原則	今回の補助率	阪神・淡路財特法
ガレキ処理	1 / 2 →	1 / 2 ~ 8 / 10 ~ 9 / 10	
被災者生活再建支援金	1 / 2	8 / 10	

## 7. 融資関係

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
宮城県フェリー埠頭公社	— →	無利子貸付	無利子貸付
仙台空港旅客ターミナルビル	—	無利子貸付	
日本政策投資銀行・商工中金	—	出資期限延長	
日本政策金融公庫 (農林漁業関係)	—	償還期限・据置期間 延長	
災害援護資金	—	償還期限延長 ・無利子貸付 <sup>注16</sup>	
住宅金融支援機構 (旧住宅金融公庫)	—	災害復興宅地融資	災害復興宅地融資

注16 保証人を立てない場合は低利化。

## 8. その他

財特法の対象	現行の原則	東日本財特法	阪神・淡路財特法
社会保険等の保険料負担 <sup>注17</sup>	国民健康保険等について、一定の場合に保険料の減免が可能	免除	免除
社会保険等の利用者負担 <sup>注18</sup>	一定の場合に利用者負担の減免が可能	食費・居住費に関する自己負担額も減免	国民健康保険等について、食費・居住費に関する自己負担額も免除
遺族年金、給与等について3月11日死亡と推定する措置	—	措置	
歳入欠かん債 災害対策債	災害発生年度のみ発行可	政令指定	6・7年度発行

注17 現行の原則においては、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の保険者は、特別の理由がある被保険者について、保険料の減免が可能。

注18 阪神・淡路財特法においては、国民健康保険等のみ食費・居住費を免除。一般の財特法においては、阪神・淡路財特法施行後に制度が創設された介護保険等についても食費・居住費を減免。